

## 間近に迫る「インボイス制度」「電子帳簿保存法」 についてセミナーを開催

山梨県生花商業協同組合

山梨県生花商業協同組合（海野真裕理事長 組合員 49 社）は、10 月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス）制度や電子帳簿保存法について、登録期限が 3 月 31 日に間近になり組合員から税理士等に登録はしてもらったが、どんな制度で、どんな影響がありどんな準備や対応が必要なのか。電子帳簿保存法って何をすれば良いのか等の問い合わせが多数寄せられたことから、2 月 22 日藤原会計事務所の斉藤由美子氏らを講師に招き事前準備セミナーを開催した。

インボイス制度は、取引相手の求めに応じて、適用税率などを明記したインボイスを交付し、写しを保存する必要があるが、制度開始時にインボイスを発行できる事業者となるためには、



電子帳簿について学ぶ参加者

に登録申請が必要である。また、2029 年 10 月以降は原則、登録を受けていない免税事業者からの仕入れ分については、消費税

の控除を受けることができなくなる。結果、免税事業者の取引先は消費税の負担額が大きくなるため、登録しないままの免税事業者は、取引先から敬遠される恐れがある等、経営悪化を招く要因について理解を深めた。併せて、電子帳簿保存についても(株)ソリマチの武田秀人氏による「会計王」のデモンストレーションを交えながらインボイス制度への対応を学んだ。

参加者からは、「インボイス制度を理解できた。また、会計ソフトの導入も検討したい。」「請求書やインボイス番号の告知など取引先への事前準備を行いたい。」と感想が寄せられた。海野理事長は「組合員の多くは個人事業主のため、新たな制度導入などに対して相談する人がいない。組合活動を通して組合員の経営が発展できるようこのような事業を実施していきたい。」と語った。

